２０１４年１月１８日発行

村尾光子の
下野市議会報告（第33号）

（下野：しもつけ）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ： 0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成25年第3回臨時会(11月20日)と第4回定例会(12月4日～18日)の報告です。

もくじ

《審議事項》
【第4回定例会】
○H25年度会計補正予算 (4件)
・一般会計 ・国保 ・公共下水道 ・農業集落排水
○条例制定 (1件)
・こども通園センター設置条例
○条例改正 (13件) ：大部分が地方税法改正による還付加算金･延滞金の率変更と消費税率変更に対応
・職員給与条例 ・市税条例 ・国保税条例
・税外収入金の督促手数料･延滞金徴収条例
・後期高齢者医療条例 ・介護保険条例 ・道路占用料徴収条例 ・公共下水道受益者負担金条例 ・行政財産使用料条例 ・道の駅しもつけ設置･管理条例
・都市公園条例 ・水道事業給水条例 ・下水道条例
○指定管理者の指定
・自転車駐車場 (3箇所)
○新市建設計画の変更
○栃木市･岩舟町合併に伴う規約の変更 (4件)
○市道路線認定･廃止 (2件)
○請願・陳情 (2件)
・容器リサイクル法改正に関する請願
⟹ 採択、意見書提出
・新聞購読料に消費税軽減税率適用を求める陳情
⟹ 採択、意見書提出
【第3回臨時会】
・一般会計補正予算 (新庁舎建設事業)
■一般質問：11議員が質しました。

H26年第1回定例会は2月26日 (水) 開会予定です。
第1回臨時会が1月23日に予定されています。

皆様、健やかに新年をお迎えのことと存じます。本年もどうぞよろしくお願い致します。

日本はどこに向かっているのだろう‥。
安倍首相が強調する“積極的平和主義”とは武力行使による平和を意味するようで、真の平和主義ではないと警戒する。特定秘密法が成立したことといい、まるで戦前に戻る印象だ。国民はそんなことまで託していない筈だ。
ベルリン市政治教育センターでいただいた布製バッグには「何も知らない人たちは、すべてを信じなければならない」と警告が書かれていた。民主主義社会では、市民は知る責務があり、無関心は無責任になるということで、過去に於いて選挙でナチスを選んでしまったことへの深い反省に基づくものだ。
あまりにも対照的な両国の政治姿勢に愕然とする。でも、諦めてはいけない。世論を高めることが政治を動かすのだから。
それこそ身近な地域でも、民主主義を守もり発展させなければならず、人権と平和と環境はその時代なりの永遠の課題だ。多様な中での合意形成は難しくもあるがとても重要だ。

議会報告と意見交換会
＆ 茶話会

２月２日 (日) 13:30～15:30
グリーンタウン･ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ 研修室
報告 ： 村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

■新市建設計画を変更

合併特例債延長法(H24 年 6 月)が成立したことにより、市は合併特例債の有効活用を図るべく長期財政健全化計画を見直した(H25 年 3 月)。このほど県との協議が整ったので、平成 17 年 1 月に 3 町合併協議会が策定した新市建設計画を変更した。(第二次長期財政健全化計画については報告 No30 3 ページをご参照ください)

《主な改正点》

①計画の期間：H17 年度から 11 年間→ 16 年間

②財政計画：第 2 次長期財政健全化計画に基づき、合併特例債発行期間を H32 年度まで延長、発行可能額(228 億円)をフルに活用する。

《財政の見通し》変更後(抜粋)　H24 年度までは決算値

(単位:百万円)

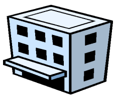
【歳入】	H18 年度	H24 年度	H32 年度
地方税	8,593	9,124	8,296
地方交付税	2,803	3,819	2,223
地方債	2,560	2,617	2,174
歳入合計	20,068	22,772	20,026

※地方交付税の合併算定替えは H27 年度まで、以後、減少。地方債は H26 年度がピーク 4,749 百万円の見込み。

【歳出】	H18 年度	H24 年度	H32 年度
人件費	3,457	3,537	3,013
公債費	2,258	2,380	3,426
積立金	1,829	1,508	350
投資的経費	2,092	3,058	2,351
歳出合計	18,686	21,469	20,026

※ H17 年度の人件費は 3,664 百万円だった。投資的経費のピークは H25 年度 5,491 百万円(新庁舎整備が始まる)

■こども通園センター設置条例制定



今年度旧国分寺保健センターを改修して整備を進めていた障がい児学童保育室が完成し、1 月 21 日から開始する。

設置：障がいのある児童に対して、日常生活における必要な指導及び集団生活への適応訓練を行う施設

名称：下野市こども通園センター　けやき(駅東 3-1-19)

事業内容：児童福祉法第 6 条の 2 に規定する次の事業
(1)生活能力向上のための必要な訓練
(2)社会との交流促進
(3)その他、児童の健全育成に必要な事業

定員：1 日当たり 15 名

利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

休園日：国民の祝日法に規定する休日
1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 ～ 31 日

利用対象者：市内に住所を有する児童で、あらかじめ、障がい児通所給付費の支給決定を受けた者(幼児～高校 3 年生)

※法第 6 条の 2 に規定する 4 事業のうち、2 事業を実施する。
事業運営は社会福祉法人パステル(野木町)に委託。
職員体制：5 人(常勤 3･非常勤 2)、送迎もある。
利用者負担：原則 1 割、所得に応じて負担上限月額がある

《児童福祉法》抜粋

第 6 条の 2　この法律で、**障害児通所支援**とは、**児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス**及び**保育所等訪問支援**をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

○ 2　**児童発達支援**とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○ 4　**放課後等デイサービス事業**とは、学校教育法第 1 条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

旧南河内町では保護者有志とボランティアの手で障がい児の学童保育(居場所)が実施されていた時期があった。児童福祉法や自立支援法、総合支援法等、種々法改正･制定されたので市の責務として実施すべき側面もあろうが、障がいや発達に課題がある子どもの保護者には、「やっとできた！」大きな喜びに違いない。早くも申込みは50人を超えたとのこと(1/8付け下野新聞)。「これまでの他施設の利用者は概ね1～2回/月なので、調整し、状況により定員を増やす」(健康福祉部長)そうだ。高校生まで対象としたことは嬉しい。

■市税条例改正

地方税法改正によるもの。複雑で理解が難しかった。

【主な改正点】

1. 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

(施行　H28 年 10 月 1 日)

(1)年間を通じた特別徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を、前年度の特別徴収税額(年税額)の 1/2 に相当する額とする。

※徴収 1 回当たりの額は、本(仮)徴収額を回数で除した額

現行	仮徴収額＝前年度分の**本徴収額**：徴収月	4･6･8 月
	本徴収額＝(年税額－仮徴収額)：〃	10･12･2 月
改正	仮徴収額＝前年度分の**年税額×1/2**：〃	4･6･8 月
	本徴収額＝(年税額－仮徴収額)：〃	10･12･2 月

(2)特別徴収年金所得者が賦課期日後に他市町村に転出した場合でも、一定の要件の下、特別徴収を継続する。

2.　金融所得課税の一体化による課税方式の見直し

(施行　H29 年 1 月 1 日)

(1)上場株式等の配当に係る利子所得･配当所得について、市民税は 3/100 の税率による分離課税とする。

(2)株式等に係る譲渡所得等は、上場株式等と非上場株式等は別々の分離課税制度とし、市民税率 3/100 とする。

■H25 年度一般会計補正予算

3 億 1829 万円追加、予算総額 223 億 5877 万円に

市税収入見込み額の増、地域の元気臨時交付金や各種交付金額の確定、細谷小体育館改修事業を追加計上

【主な歳入】

○市税　2 億 4000 万円

個人市民税 2 億 2000 万円
固定資産税　2000 万円：JR 東日本設備投資分

○国庫支出金　1 億 6511 万円

生活保護費負担金　2104 万円
地域の元気臨時交付金　1 億 4228 万円

○県支出金　2520 万円

県安心こども特別対策事業費補助金　3062 万円
妊婦健診支援補助金△ 1251 万円(交付税算入方式に

○市債　△ 1 億 1830 万円

地域の元気臨時交付金を活用し市債発行を減額。
有利な地方債を優先的に活用する。
臨時財政対策債　△ 2 億 1700 万円
合併特例債 4140 万円、全国防災事業債 1720 万円、
緊急防災・減債事業債 3280 万円

※全国防災事業債は H25年度新規設置、学校施設改善に充当

	事業費への充当率	元利償還金の交付税算入率
合併特例債	95 %	70 %
全国防災事業債	100 %	80 %
緊急防災・減災債	100 %	70 %

【主な歳出】

○南河内庁舎敷地内受電施設移設先変更　450 万円
○市民活動補助金　△ 120 万円

応募者数確定、更に活用しやすく要綱再検討中

○参議院議員選挙費　△ 349 万円
○医療費助成事業　1,022 万円

重度心身障がい者・妊産婦・ひとり親家庭対象者増

○後期高齢者医療事業負担金　△ 1,063 万円
○障がい者給付費　517 万円
○障がい児通所支援事業　767 万円

扶助費 649 万円、施設備品 118 万円

○子ども・子育て支援新制度電算ｼｽﾃﾑ構築　966 万円
○民間保育園保育士処遇改善臨時特例事業　342 万円
○国分寺小学童保育室整備建築設計変更　504 万円
○生活保護費受給者増　2,806 万円
○下野地区休日夜間急患ｾﾝﾀｰの在り方検討会議 35 万円
○住宅用太陽光発電システム設置補助金　400 万円
○道路新設改良費　1 億 0540 万円

市道 2-10(下長田) 7340 万円、市道 1-7(国道 4 号線との交差点改良、4 号線に右折レーン設置) 3650 万円

○消防ポンプ車購入　△ 1,600 万円

第 7 分団第 3 部分は H26 年度に購入

○細谷小屋内運動場改修事業　1 億 2599 万円
○古山小防球ネット設置・雨水排水土砂撤去 409 万円
○石橋中 1 学級増、備品購入(給食用含)　113 万円

■「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願を採択

請願者：環境問題を考える会　代表 酒川靖一郎氏
紹介議員：磯辺香代議員・村尾光子

《請願事項》

容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の３ R の優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。

このため、家庭からのごみ総排出量の減量は不十分で、環境に良いリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われている。一日も早く持続可能な社会へ転換するため、次の事項を基本とする容リ法改正、発生抑制と再使用促進のための法律制定を求める意見書の提出を求める。

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、羽州・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
3. 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

《３Rの優先順位》
①リデュース(発生抑制)　②リユース(再使用)
③リサイクル(再商品化)

➡ 採択、意見書提出した。

■新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める陳情を採択

陳情者：下野市新聞販売組合　組合長 遠藤 透氏

《陳情要旨》

新聞販売店の戸別配達網により、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支え、活字文化の発展に尽くしている。欧州の大半の先進国では、新聞等は「民主主義を支える公共財」として、知識への課税を最低限とする趣旨で、軽減税率を導入している。

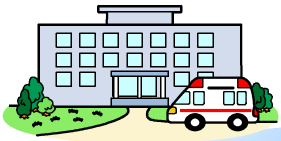
国へ、新聞購読料への軽減税率適用を求める意見書の提出を求める。

➡ 採択、意見書を提出した。

※上記の請願、陳情が総務常任委員会に付託審議された際には、それぞれ請願者、陳情者を参考人として招聘し、趣旨説明を聴いた。内容の理解が深まり、市民との意見交換の場としても有意義であった。

■新庁舎建設事業 (第 3 回臨時会、議員全員協議会)

建築費を増額し(報告 No32 参照)、H27 年度までの継続費を設定した。新庁舎建設場所は県日影条例により、14m ほど西側に移動する。駐車場も一部設計変更。



村尾光子の 一般質問

今年最後に残された質問時間は43分。フルに活用すべく質問項目・内容を絞ったが、結果は時間切れ。見通しが甘かった。
一般質問者は11名、過去最多!!



夜間休日急患センターの利便性を高めるため、自治医大附属病院近くに開設を！

H24年度における小山広域保健衛生組合が運営する夜間休日急患センターの下野市民の利用数は620人（全体の7.4％）であり、同年度の自治医大附属病院の下野市民急患受入数は3,401人との報告があった。(9月8日、地域医療フォーラム)
夜間休日急患センターの利用率が低い理由の一つに、地理的に遠いことが考えられる。自治医大附属病院と連携して、自治医大敷地内、或いは隣接して、夜間休日急患センターを開設できないか。

【広瀬市長】 栃木県の救急医療体制は、医療資源の配置状況により県内を10の2次救急医療圏に区分して整備している。

下野市を含む小山医療圏(2市2町で構成)では、小山広域保健衛生組合が実施主体となって、H20年度に新小山市民病院隣に小山地区夜間休日急患センターを開設し、小山地区医師会に委託して実施している。H24年度実績では下野市の利用率は7.4％と非常に低く、一方、自治医大附属病院の救急患者受入数全体の16.3％が下野市であった。

本来、夜間休日急患センターは比較的軽症な患者の受診に応えるものだが、初期診療と思われる患者の多くが自治医大附属病院や2次救急医療機関である小金井中央病院、石橋総合病院を利用している。

小山地区夜間休日急患センターの利用率、軽症患者の大病院志向、いわゆるコンビニ受診が問題となっている。特に自治医大附属病院のような特定機能病院は、高度先端医療を必要とする患者に対応する専門的医療機関でありながら、医療の機能分化が図れないことにより、真に救急医療が必要な重症・重篤患者への対応に支障を来す。

現在の夜間休日急患センターは、下野市民にとっては地理的な問題もあると考えられる。H28年1月を目途に新小山市民病院とともに小山市南部へ移転する計画になっており、上三川町・下野市住民には、さらに受診環境が厳しくなる。

小山地区夜間休日急患センター





小山市民病院の裏側
北西部に入口がある

こうした状況から、市民が安心して救急医療を受診できる体制を整備・構築する目的で、小山地区医師会、小山歯科医師会、自治医科大学附属病院、小金井中央病院・石橋総合病院(2次救急)、県・2市2町行政担当者、市民代表で構成する「仮称下野地区休日夜間急患センターのあり方検討会議」(委員長：板橋副市長)を設置した。11月5日に第1回目会議を開催し、小山地区北部(下野市・上三川町)の救急医療体制について検討を始めた。今後、小山地区北部への夜間休日急患センター設置に向けて、小山地区医師会でのマンパワー確保などの課題や問題点を検討・協議していく。

検討会議での結果は、小山地区救急医療対策協議会(小山地区医師会・医療機関・消防署・2市2町で構成)で協議される。



(再質問) 小山地区北部の急患センター設置場所の候補は挙げられているのか。

【広瀬市長】 細かい部分はまだである。問題意識を持ち検討会議を設置した。現在、課題抽出中だ。

【板橋副市長】 課題は2つある。

課題1：急患センターは比較的南部にあり、下野・上三川住民は利用しにくい。小山地区南部と北部の人口比は2対1だが、利用率では8対1になっている。病院移転によりさらに低くなるだろう。

課題2：下野市住民は比較的軽症でも自治医大病院を受診し、専門医療がやりづらく、医療現場が大変疲弊している。

これらの問題意識をもち、下野市に市が夜間休日急患センターを設置できないかについて協議を始めた。課題の洗い出しをしたが、沢山ある。最大は地区医師会の理解が得られるか。2箇所に分散されると小山医師会の当番医の負担増になるので協力が得られるかだ
場所の問題もあるが、まだ議論はそこまでに至らない。

(再質問)「市が設置する」とは小山広域保健衛生組合での共同事業から離れて、独自に設置することか。

【板橋副市長】 国庫補助金を得て市が設置し、運営は小山広域保健衛生組合の急患センターに委託する形態を考えているが、組合との協議が必要だ。これからの課題である。

(再質問) 2年後には新小山市民病は移転する。小山地区北部の急患センターについてはいつまでに結論を導く予定か。

【板橋副市長】 移転に間に合うように進めているが、具体的なスケジュールはない。急ぎたいが、丁寧に進める。

近くに先端医療機関の総合病院があれば、そこで診てもらいたいと願うのは自然な人の気持ちだと思う。かつて、自治医大附属病院には地域医療窓口があり、モデル地区に指定された地区住民の健康管理も実施していた(と記憶している)ので、身近な存在だ。

しかし、特定機能病院となってからは、紹介状なしの初診料は高くなり、高度医療機能を担う病院となった。地域住民は近くの信頼性の高い医療受診を求めている。医療機関の役割が区別されているなら、新小山市民病院のように、自治医大付属病院にも玄関を別にした一次救急を担う急患センターを併設できないか、提案した。人的支援も含めた自治医大病院の協力が得られれば可能ではないか。

今定例会での補正予算には「仮称下野地区休日夜間急患センターのあり方検討会議」報償費が計上され、既に協議が始まっていた。実現へ期待できそう!!

ところで、市民には一次、二次、三次救急と言われても何のことか理解しがたく、繰り返しての説明が必要だ。どんな症状の時には、どこの医療機関へ行くべきなのか、適切な判断ができるようになりたい。

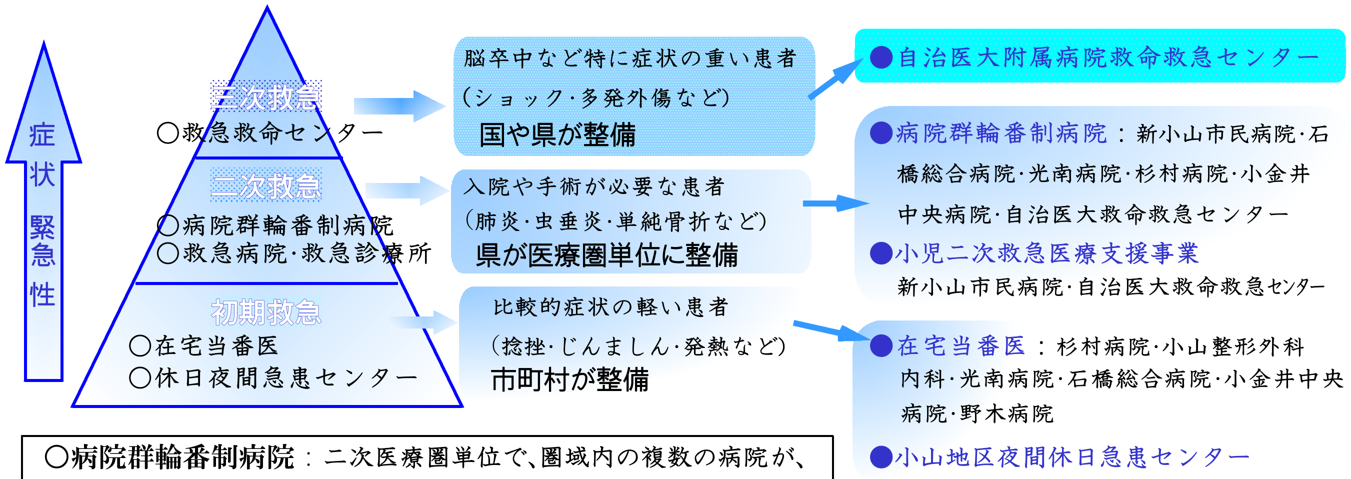
地域の救急医療を守るためには、医療関係者は無論のこと、地域住民の理解と協力が欠かせない。市民と共に地域医療を守る観点から、毎年度定期的に"地域医療フォーラム"を開催されたい。

【広瀬市長】地域医療フォーラムは、県民一人一人が地域医療の現状や医療の公共性について理解し、適切な利用に努めるなど、地域医療の重要性について自ら考え、行動することで、県民・行政・医療機関との協働による地域医療確保策につなげることを目的に、県が主催して毎年度医療圏ごとに開催している。

本市では、小山医師会主催により、疾病予防、保険、介護、地域医療制度の啓発と普及を目的に市民公開講座が毎年度開催されている。フォーラム形式が可能か、小山医師会に提案する。また、自治医大附属病院との情報交換会も開催するので、その際にも提案する。

H25年9月8日に開催された県主催の「地域医療フォーラム」は大変勉強になった。兵庫県西脇市の冨原 均医師の実践活動、下野地区の救急医療の実際は地域住民皆に知ってもらいたい内容だった。

《救急医療体制体系図》 **《小山地区救急医療体制》**



○病院群輪番制病院：二次医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間において、入院治療を必要とする重度の救急患者を受け入れるもの。
○在宅当番医制：郡市医師会ごとに、複数の医師が在宅当番医制により、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。
○休日夜間急患センター：地方自治体が整備する急患センターにて、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れる。

～ **H25年9月8日開催 於 国分寺公民館**
「地域医療フォーラム 地域の救急医療を考える」資料から作成～
主催：栃木県・下野市・小山地区医師会
後援：栃木県医師会・栃木県病院協会・栃木県看護協会・栃木県歯科医師会・栃木県薬剤師会他

《下野市健康福祉部長報告》

1. 救急医療の現状

・中核病院における医師不足の顕在化
・比較的軽症な患者が、救急医療を利用するコンビニ受診や大病院志向
・緊急性が内救急車の利用
・夜間休日急患センターの低利用率

2. 救急医療体制の課題

・下野地区の夜間休日急患センターの利用率が低い
・地域の中核病院に比較的軽度な患者が集中

↓

・二次・三次救急を担う病院に過度の負担がかかる

↓

・救急医療を必要とする重症・重篤患者の対応に支障を来す
・下野地区の夜間休日急患センターのあり方の検討

3. 方向

→ かかりつけ医をもつ

図書館運営の点検･評価はどのように為されているか

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(H24年12月19日告示)に基づく基本的運営方針、事業年度毎の事業計画策定、点検及び評価、公表について、どのように取り組んでいるか。

【古口教育長】今回の改正を契機として、H25 年度より導入した指定管理者の評価と併せて、図書館サービスの改善等に資するよう評価制度の導入に取り組んでいる。今年度は試行的実施で、H26 年度から本評価を行う。過日の第 2 回図書館協議会にて評価基準･評価項目を検討し、図書館協議会に第三者としての外部評価をお願いした。

評価方法：自己評価と外部評価による再評価

基本的運営方針として次の **5 大項目**を設定した。

1.適正且つ効率的な運営を目指す図書館
2.基本を大切にした図書館
3.誰もが利用できる図書館
4.市民と共に歩む図書館
5.公共施設として果たすべき機能を有した図書館



大項目 5つ ⇒ それぞれ 3～5の **中項目** ⇒ さらに細分化、合計 **40 小項目** ⇒ 小項目毎に **中期計画、単年度目標** 設定 ⇒ **評価**

評価：単年度目標毎に配点し取組み結果を点数で自己評価、これを外部委員による点数付けの再評価をする。

指定管理者館：指定管理業務年度評価を行う。

自己評価→担当部署による行政評価→外部評価

利用者アンケート：来年度の図書館評価に反映させるため 10 月に実施し、集計中。

今後とも様々な評価、アンケートを活用し、市民のために貢献できる図書館を目指す。

《公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準》

H20 年の図書館法改正、社会の変化や新たな課題への対応の必要性により改正、H24 年 12 月告示された。以下、抜粋

管理運営

(1)基本的運営方針及び事業計画

①市町村立図書館は、設置目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、図書館事業の実施等に関する基本的運営方針を策定し、公表するよう努める。

②基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定、事業年度毎に事業計画を策定し、公表に努める。

③基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意する。

(2)運営の状況に関する点検及び評価

①市町村立図書館は、各年度の図書館サービスその他図書館の運営状況について、自ら点検評価を行うよう努めなければならない。

② ①のほか、図書館運営体制の整備状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により、関係者･第三者による評価を行うよう努める。

③ ①･②の結果に基づき、当該図書館の運営改善を図るため必要な措置を講ずるよう努める。

④ ①～③の内容について、インターネット等を活用すること等により、積極的に公表するよう努める。

(3)～(6)　略

図書館サービス

(1)貸出サービス：貸出サービスの充実と利用者の多様な資料要求に的確に応える。

(2)情報サービス

①インターネット等や商用データベース等の活用にも留意し、レファレンスサービスの充実･高度化に努める。

②、③　略

(3)地域の課題に対応したサービス：利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の改題の解決に向けた活動を支援するため、利用者･住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次の事項等のサービスの実施に努める。

ア　就職･転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備･提供

イ　子育て、教育、若者の自立支援、健康･医療、福祉、法律･司法手続き等に関する資料･情報の整備･提供

ウ　地方公共団体の政策決定、行政事務の執行･改善及びこれらに関する理解に必要な情報の整備･提供

～以下略～

特にレファレンスサービスの充実･高度化に向けてどのような努力が為されているか。市民はレファレンスサービスの詳細について認識が浅いので、サービスの内容や受け方について広報が必要である。
行政の図書館利用状況はどうか。図書館は行政の利用促進を図るため、どのような取組をしているのか。
市民はもとより、行政も図書館情報や機能を最大限活用すべきである。

【古口教育長】図書館のレファレンスサービスとして、読書案内･読書相談、時事に関する情報･参考資料の紹介、調査研究に関する援助を行っている。

H25 年 4 月からの指定管理者導入により、レファレンス業務に携わる職員の司書有資格率は、それまでの平均 27 ％から現在は 62 ％となり、社会情勢や専門的分野へのレファレンスが増加し、4 月と 10 月を比較すると 75 ％の件数増となっている。しかし、利用者にはこのサービスが十分に理解されていない状況もある。今後はホームページや市広報、図書館だよりを通して浸透を図る。



また、県公立図書館協議会が実施している研修に参加することで、サービスの充実･高度化と職員の自己啓発に努める。

行政機関や関係団体は最新の情報を必要としている。統計資料などは国･県･市町から寄贈を受けて図書館が所蔵しているが、1 年前の資料となることが多く、活用する機会が少ない。資料購入に際しては行政にも

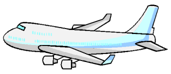
目を向けた選書が必要だ。最新の情報が得られるよう、行政機関との更なる連携を諮りたい。行政がこれら資料を有効活用できるよう情報発信に努め、行政も含めた市民全ての方に、真に役に立つ図書館であるよう努力する

図書館運営状況の評価と公表を求めたのは2012年6月定例会だった。「意を注ぐ」(教育長)の答弁通り、先進例として示した東京都町田市の方式も研究して、かなり詳細な評価方法が練り上げられたようだ。真摯に取り組まれたことを大いに賞賛したい。

試行段階だが、さらなる創意工夫を重ねて、実効性ある公正な下野方式を確立して頂きたい。

ところで、第三者として外部評価する図書館協議会は、自己評価を再評価するとはいえ、なかなか大変な評価作業を担うことになる。市民の利便性のみならず、"公立図書館としての使命"をも評価視点に入れて頂きたい。だが、図書館協議会委員には図書館についての専門家は選任されていないと聞いた。ぜひ、学識者も委嘱して欲しいものだ。再質問で問題提起したが、時間切れで答弁は得られなかった。残念。

それにしても、市長部局の各種委員会には大学教授や専門家も委嘱されることが通例なのに、教育委員会は皆無だそうだ。何故だろう？予算獲得が難しいのか・・・？



■ドイツ･スタディツァー報告（Part　２）：(H25 年 7 月 8 ～ 17 日、自主研修)

インパクトの大きかった脱原発･エネルギー政策と政治教育については前回の市議会報告 No32 で報告しました。今回は女性政策を中心に報告します。 脱原発政策については報告 No32 の 8 ページも併せてご覧ください。

■緑の党連邦議会議員
女性政策広報担当 モニカ･ラツァールさん訪問

連邦議会議員会館にてラツァール議員と会見、急用で選挙区に戻るため短い時間であった。



モニカ・ラツァール議員(左) 1967 年ライプツィヒ(旧東独)生まれ、マルクレーベルク市議会議員を務めた後、2001 年から連邦議会議員。

女性政策：緑の党は結党以来、議員、党幹部に女性を 50 %登用するクォータ制を導入してきた。党首･議員団長を男女共同代表とするなど、必ず女性を入れる。経済界にもクォータ制導入を働きかけているが、なかなか進まない。

ドイツ基本法第 3 条第 2 項では、男女平等の実現に向けての国家の任務を規定している。女性はパートタイムや介護分野で働くことが多いが、給料が少ない。同一労働同一賃金に向けて、国の責務がある。 連邦政府･州･自治体に男女平等担当官が置かれているが、まだ導入間もなく、完全なものではない。

《ドイツ連邦共和国基本法第3条第2項》
男性と女性は同権である。国は、女性と男性の実際の同権の実現を促進し、かつ、現に存する不利益の除去を目指して努力する。（条文後段は 1994 年 10 月改正で追加された）

脱原発政策：市民の反核運動から緑の党が結成され、1990 年に環境政策に脱原発を掲げた。賛同が得られるまで時間がかかり厳しい戦いであったが 2000 年のシュレーダー政権時(社会民主党･緑の党連立)に脱原発方針を決定した。現メルケル政権(キリスト教民主同盟･自由民主党連立)はこの 10 年間に脱原発の延期を決めただけで、福島原発事故後に延期を止めて元に戻した。原発は新しい技術であり、核燃料の使用後を考えずに稼働させていることは問題だ。新たな処分場を探す法案が可決されたばかりだ。



ラツァール議員を訪問した連邦議会議員会館の玄関ホール

2013年9月の改選後の連邦議会議席数
キリスト教民主･社会同盟 311 、社会民主党 192 、左翼党 64 、同盟/緑の党 63 、自由民主党 0
合計 630

■ベルリン州政府事務次官
ヘラ･ドゥンガー＝レーパーさんと交流



真ん中がドゥンガー＝レーパーさん(社会民主党 SPD) 州政府事務次官として連邦参議院常任幹部会委員、州政府ヨーロッパ担当･市民参加担当官。奥は州政府国際関係東アジア担当のエスター-･ケラーさん

赤の市庁舎(州政府庁舎)にヘラ・ドゥンガー＝レーパーさんを尋ねた。

ベルリン市はベルリン州でもある。ドイツ連邦の 16 州中、市であり州であるのは他にハンブルグとハノーバー。ベルリン市は東京都の姉妹都市になっている。

ベルリンの人口は 340 万人を超える。12 区に分けられそれぞれ区長と議員 5 人からなる区議会がある。女性の参加は 30 ～ 40 %、多いところは 60 %と高い。これは各党が自主的にクオータ制を導入したことが大きい(緑の党 50 %、社会民主党 40%、キリスト教民主同盟 30 %)。

州政府は議院内閣制で現在は社会民主党･緑の党の連立政権。州法として男女同権法、雇用機会均等法を制定し、ベルリンの公的会社も含めて管理職の女性割合を 50 %とした。州首相は厳格に実践している。EU 統合は

ドイツ連邦に大きな影響を及ぼし、女性の参加が進んだことはプラスの面だ。男女の賃金格差は 20 %にまで下がり、今後更に改善されるだろう。

政治教育：市民参加を進め、ヨーロッパの観点から考えるため政治教育は必要で、歴史・社会体制を教えるだけではなく学校教育も重要である。ドイツ基本法では「政治は政党により行われる」と規定されている。しかし、住民が直に意見を訴えたいとき、既成政党では対応できず、新しい政党が生まれる。市民参画の一つの手段として市民請願法(州法)を制定した。

2014 年には EU 議会選挙がある。政治的枠組がはっきりしていないので、多くの市民は投票に行かない。青少年が EU がもたらしたプラス面、つまり安定した平和の保障、共同市場、国境オープン等は多くの人々が戦って獲得したことを再認識する構造を、政治教育センターを協力者にやらねばならない。

自然エネルギー：北海の洋上風力発電から南部へ高圧送電計画があり、送電網整備には計画実践に 5 ～ 7 年かかる。州・地方自治体・公社・企業などあらゆる組織が参加して、街なかを通さず電線地中化を検討している。様々な問題があるときは、住民と一緒に考えることが必要になる。

公共事業：建築法により、公共施設整備については新聞等により計画内容の告知義務がある。しかし、告知しても住民は反応しない。現在、閉鎖中のテンペル空港の跡地活用について検討している。我々は今、「いかにして多数の人たちに伝え、合意が得られるか」を学んでいるところだ。



赤の市庁舎
旧東ベルリン側にある。

荘厳な玄関ホール





皆が見ているのは市庁舎屋根に設置されている太陽光発電の発電状況を示すパネル

《ドイツ連邦共和国の二院制は日本とは異なる》
ドイツ連邦議会は、国民から選挙で選ばれる議員から成る。選挙権、被選挙権とも 18 歳以上。政党は 5 %以上の得票がないと議席が得られない。(小選挙区比例代表併用制)
連邦参議院は 16 州政府の意思を連邦政府の政策に反映させる議会で、議員は選挙で選ばす、州政府が人口に応じて配分された議席数の代表者を派遣する。参議院議事堂は国会議事堂ではなく、旧プロイセン王国貴族院に置く。

■100%再生可能エネルギーのバルニム郡とエコの村ブロドヴィン訪問

■バルニム郡の取り組み

ブランデンブルグ州バルニム郡の郡庁があるエバースヴァルデはベルリンから北北東に約 50Km 。

バルニム郡は 2008 年からドイツ連邦環境省の助成を受けて連邦気候保護基準に基づく①再生可能エネルギーによる電力と熱エネルギー確保、②熱効率の向上、③環境教育と研究、④技術革新の活動を始めた。郡内市町村長との協議で、2015 年までに再生可能エネルギーに転換する。2009 年から公共施設はすべて再生可能エネルギーとなった。現在は郡内で消費する以上の電力を生産し、輸出している。この 5 年間で CO_2 39.5 %削減、エネルギー消費は企業も含めて 10 %削減した。エネルギー・お金をいかに地域内で循環させるか、を念頭に置いた取り組みだ。

この活動は郡庁地域事務局が中心になって、隣接する州立「持続可能な発展のためのエバースヴァルデ大学」や企業、市民、銀行などとネットワークを組み、推進している。

今後はバルニムエネルギー会社として継続される。



熱効率が高いことで受賞した施設
熱収支を計算して木材使用、地盤が緩いが地熱も利用。「エコロジカル・持続可能」がわかる。視察者が多いとのこと

バルニム郡の 10 公共施設を 1 つに集約した複合施設は、熱効率が優れた建物として金賞を受賞した。消費者センター・カウンセリングコーナー・子どもの展示室・美術センターなど政治・行政・文化の中心になっており、年間 300 程の催しが開かれる。

■認証「デメター」を貫くエコの村ブロドヴィン

ブロドヴィンは 1990 年から有機農業認証では厳しい基準の「デメター」に取り組んでいる村で、旧東ドイツ時代の人民公社を受け継ぎ、デメターとしては最大規模の 1250ha の農場を有する。飼料・肥料などすべて閉じた域内サイクルで調達する。野菜(栽培面積 25ha)は大量買い取り業者とベルリン市内 1500 世帯に契約販売、乳牛 250 頭はデメター方式で飼育、乳製品加工所を 3 箇所を持つ。直売所(野菜・果物・菓子・乳製品を販売)と軽食レストランがある。すべて自分たちですることにより、価格に左右されず、新しい雇用を生むという。



生後3ヶ月までの子牛のケージ



牛乳(72℃、30秒殺菌)
ﾎﾓｼﾞﾅｲｽﾞはしない

2013年　議員報酬と主な使途

【収入】

議員報酬	5,387,375 円	①
費用弁償	4,400 円	②
所得税還付金	952,565 円	③
印刷機使用料	8,127 円	④

①月額 35 万円、期末手当 2.95 ヶ月分(＋役職加算 15 ％)
②栃木県国保運営協議会会長研修
③ H24 年分
④実費分(どなたでも利用可)

ドイツ·スタディツアーでは期待以上の学びができた。民主主義を貫くことが市民にとっていかに大切か、そのためには倫理的視点が不可欠、を肝に銘じていく。

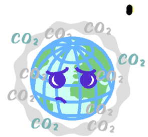
【支出】 主なもの

所得税 1,164,092 円／住民税 296,800 ／国民健康保険税 327,500 ⑤／介護保険税 57,600 ／固定資産税 66,400 ⑥／議員親睦会 36,000 ⑦/病気·傷害·旅行保険 67,474 ⑧／家計へ 840,000 ⑨／自動車維持費 420,575 ⑩／印刷機·パソコン維持費 158,150 ⑪／報告書作業工賃 57,123 ⑫／図書·新聞·機関誌 326,535 ⑬／事務用品 21,461 ／通信費 274,475 ⑭／講座参加費 561,500 ⑮／旅費·宿泊費 194,800 ／団体会費 63,200 ／慶弔費 29,650 ／医療費 59,205 ／寄附 310,000 ⑯

⑤医療分 231,212 、後期高齢者支援分 75,466 、介護分 20,897(9 月分まで、10 月から別途介護保険税) ⑥共同名義の自宅分 1/2 負担 ⑦お茶代·慶弔費として毎月 3,000 円報酬から差し引き ⑧海外研修時保険も含む ⑨生活費·事務所費として 7 万円/月 ⑩自動車税·車検整備·ガソリン代·任意保険 ⑪インク·マスター·用紙·パソコンソフト ⑫議会報告書製本等作業工賃 ⑬新聞·月刊誌·団体機関誌·単行本 ⑭議会報告書送料·スマホ通信費 ⑮ドイツ·ｽﾀﾃﾞｨﾂｱｰ·全国自治体議員行財政自主研究会(東京)·自治体学会(東京·静岡市)等に参加 ⑯村尾光子を応援する会·アフガニスタン支援·他　　その他被服費·懇親会·使途不明金もある。

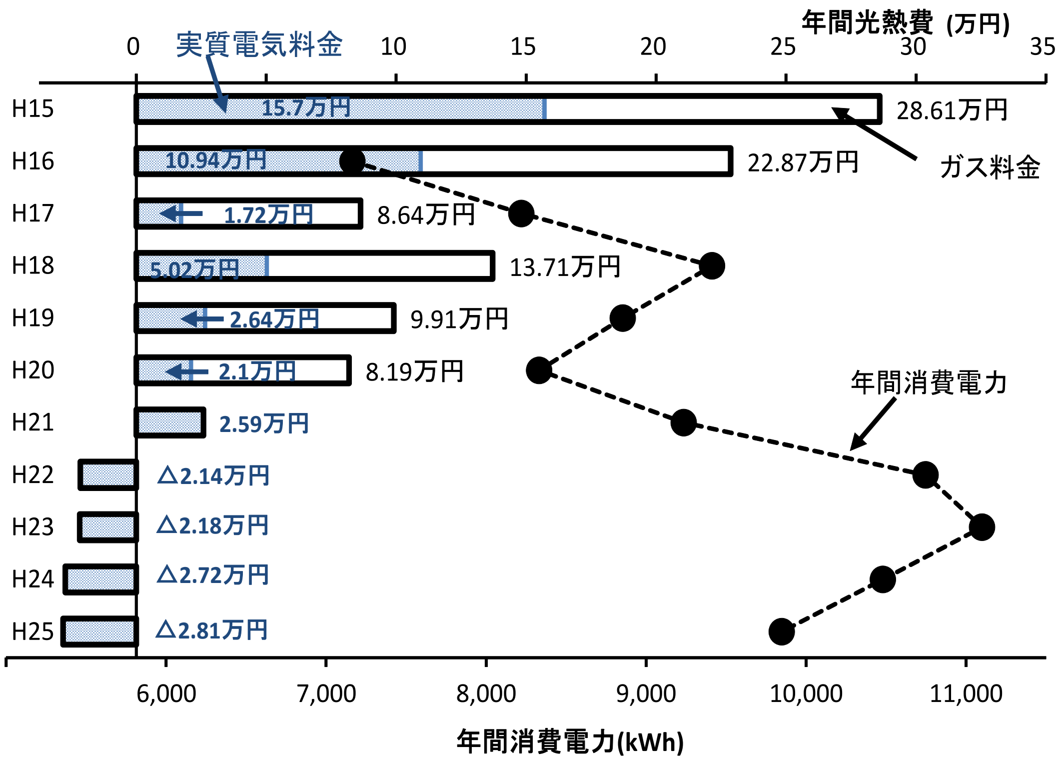
《村尾太陽光発電所通信》　～ 2004 年 7 月から 5.1 kWh の発電システムが稼働～





H20 年 8 月からオール電化、光熱費の収支は H22 年から黒字になった。
H25 年の発電電力自給率(＝年間発電量／年間消費電力× 100)は 63.1 %。
設置以来***2013年12月31日までのCO₂削減量：10, 021Kg-CO₂***

【年間消費電力と光熱費】　　(実質電気料金＝購入料金－売却料金)





《ドイツの連邦参議院制度はいいな･･･。》

今の日本の国会は、衆議院と参議院の役割や議員の立ち位置の違いが分かりにくい。参議院議員は、より専門性が求められると思っていたが、似たような雰囲気だ。

ドイツの州政府は連邦政府と同様に議員内閣制であり、州の独立性が高い。また、「政治は政党により行われる」(ドイツ基本法)ので、単純に我が国と比較はできない。

だが、地方自治体の意思を国政に反映させる場としての参議院は考えられないだろうか？民主主義に逆行する？地方分権改革の一環で、国と地方の協議の場が設置されたが、効果的に機能しているのだろうか？

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

【10月】

1～11 議会報告 No32 編集・印刷作業
1 赤い羽根共同募金街頭募金活動(市Ｖ連)
2 **国民健康保険運営協議会**
3 **ふれあい福祉運動会開会式**(南河内地区)
4 容器包装リサイクル法改正に関する請願提出
6 人権講演会　杉尾秀哉氏
12 教育相談研修会(宇都宮市)
13 **スポーツフェスティバル開会式**
15 **議員全員協議会**
16 生活学校やよい会(情報センター祭準備)
17 であいふれあい会食サービスボランティア
　市長いきいきタウントーク(南河内公民館)
18 下野市を元気にする会(情報センター祭準備)
　総務常任委員会
19 生涯学習情報センターまつり準備
20 生涯学習情報センターまつり(つばさの会下野支部)
21 後片付け
23 **国民健康保険運営協議会委員研修**(宇都宮市)
24 国民健康保険運営協議会答申まとめ
26～27 市川房枝政治参画フォーラム2013「真の豊かさを実現する社会保障制度をめざして」小竹雅子氏・暉峻淑子氏／ドイツ研修報告(東京)
30 やよい会例会／石橋病院移転・新築説明会
31 市民人権講座「子どもの人権をめぐる動向と諸課題」伊達悦子氏

【11月】

1 市民農園利用者の会農園まつり準備／とちぎつばさの会下野支部(ドイツ研修報告)
2 **市民農園まつり**／議会報告会(村尾)
3 **消防団通常点検**／天平の芋煮会ボランティア(市Ｖ連)
4 帰省(日立市)
5 **議員全員協議会**
7 とちぎつばさの会下野支部役員会
9 **市議会主催議会報告会報告会**
10 産業祭(男女共同参画地域推進員ちらし配布)／さよなら原発パレード(宇都宮市)
11～12 **国保運営協議会会長研修**(日光市)
13 **議員全員協議会／国保運営協議会**
14 **国保運営協議会答申書提出**(税率見直しについて)
15 とちぎつばさの会下野支部
16～17 夫古希祝い家族旅行(千葉県)
18～19 **総務常任委員会行政視察**「市民公募債」(山形県鶴岡市)・「空き家対策」(新潟県村上市)
20 **市議会第3回臨時会／議員全員協議会**
21 市民人権講座「インターネットトラブルの現状とその対応」県総合教育センター　阿部信太郎氏
22 **総務常任委員会**
23 とちぎ・地域自治フォーラム「社会保障と税の一体改革と課題」日野秀逸氏(宇都宮市)
24 防犯・防災研修会(GT コミュニティ推進協議会)
27 **議員全員協議会**
28～29 全国自治体政策交流会議／自治体学会(静岡市)
30 ふくしフェスタ 2013ボランティア(市Ｖ連)

【12 月】

1 **ゆうゆう館露天風呂オープン式**
4～19 **市議会第4回定例会**
　4・5・6・18 日　**本会議**
　6 日　**村尾一般質問**
　10 日　**総務常任委員会**
　11 日　経済建設常任委員会傍聴
　12 日　教育福祉常任委員会傍聴
　18 日　**議員全員協議会**
7 **自治基本条例市民説明会**／人権教育講演会「今こだますとき」矢崎節夫氏
8 **南河内一周駅伝大会開会式**／緊急学習会「指定管理で地域の図書館はどう変質するか」(宇都宮市)
14 ドナルドマクドナルドハウスとちぎオープンハウス／国際交流協会クリスマス会／有機農業推進フェア「脅かされる食と環境の安全」(上三川町)
15 市民農園利用者の会「腐葉土づくり」／スクールソーシャルワーク研修講座「子どもの発達障害」黒澤恵子氏(宇都宮市)
16 やよい会
17 栃木県男女共同参画地域推進員情報交換会(宇都宮市)
19 であいふれあい会食サービスボランティア
20 とちぎつばさの会下野支部
21 **市道1-7号線、県道下野-壬生線開通式**
22 議会だより原稿執筆
23～1/14　議会報告 No33 編集印刷作業
25 とちぎつばさの会研修会打合せ(宇都宮市)
27～28 帰省(日立市)

～あれこれ～

■9月から「高齢者」の仲間入り。日常生活も気持ちも相変わらずだけど、着実に老化しているのだろう。確かに思考も動作も鈍くなっている‥。■議員になりたての頃からの旧知の方々が幾人も他界された。いつかは‥だが寂しいこと。■何年も前から庭の片隅で成長していた柑橘系の木に、今年初めて実がなり 11 個収穫した。年末に帰省した大のハッサク好きの息子が「これはハッサク！」と同定。酸味が薄く美味しかった。思わぬ味覚に感激。来年も期待したい。孫達からは早くも予約が入っている。枯れなければ良いな。■このほど、「村尾光子を応援する会」を資金管理団体として指定しました。これまでと同様に政治団体としての活動を行います。



H25 年度市民活動補助事業　　入場無料

映画上映会

ベアテの贈りもの



日本国憲法に人権と男女平等について起草したベアテ・シロタ・ゴードンさんにまつわるドキュメンタリーです

(92 分)

1月25日(土) 1時30分～　南河内公民館
1月26日(日) 1時30分～　国分寺公民館
1月30日(木) 10時～　生涯学習情報センター

《主催　とちぎつばさの会下野支部》